

令和元年11月7日

保護者 各位

真岡市立真岡中学校長 金澤 長年

出席停止を伴うインフルエンザ以外の感染症罹患時の対応について

日頃よりお子様の感染症予防策については、ご家庭でも様々な対策を講じていただき感謝申し上げます。学校としましても、学校医や市教育委員会と連携し、感染予防並びに感染拡大防止に最大限努めております。

さて、お子様がインフルエンザ以外の感染症に感染し、学校を出席停止となる場合、これまでは学校が発行した「証明書」の様式を医療機関に持参し医師から治癒の証明をいただいた後に、学校へ提出していただく流れとなっておりますが、今年度より、「証明書」に代わり「意見書」及び「登校届」を使用することとなりました。

つきましては、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

記

1. 「意見書」について

意見書に記載の感染症^{*1}であると診断された場合、休養後、治癒を証明するため再診し、医師に意見書（医療機関から発行）を記入していただき、学校へご提出ください。ただし、芳賀郡外の医療機関及び休日夜間急患診療所で受診する場合、意見書は発行されませんので、事前に学校へご連絡ください。

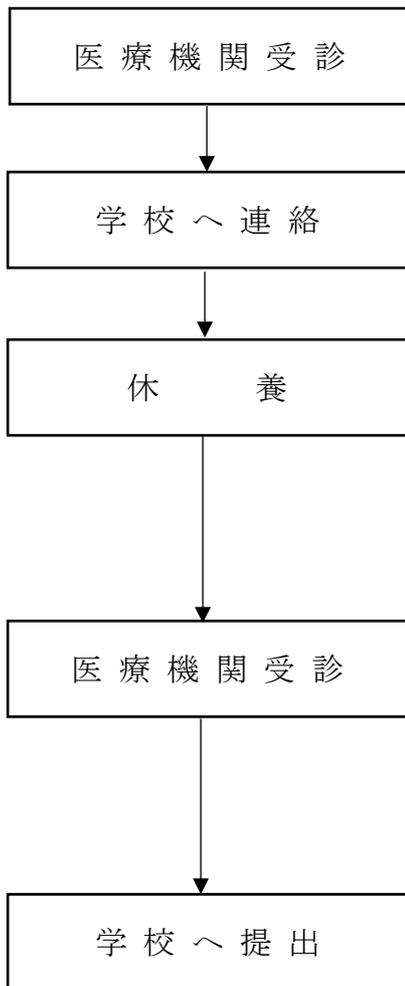
※1 麻しん(はしか)、風しん、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

2. 「登校届」について

登校届に記載の感染症^{*2}であると診断された場合、学校より登校届をお渡しします。保護者様は登校届裏面の「登校のめやす」を参考に、医師の判断に従い、登校届の記入をしていただき学校へ提出ください。

※2 溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病およびヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)、ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)、帯状疱疹、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹、頭ジラミ

○「意見書」に記載の感染症^{*1}に感染した疑いがある場合



感染症の疑いがある場合、医療機関で医師の診断を受けてください。

意見書に記載の感染症^{*1}であると診断された場合、学校へその旨をご連絡ください。

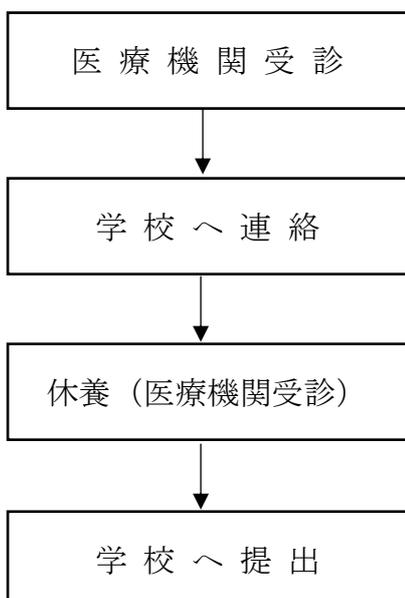
家庭でゆっくり休養してください。

治癒を証明するために医療機関を受診し、医療機関で発行される意見書を医師に記入してもらってください。

※芳賀郡外の医療機関及び休日夜間急患診療所受診する場合、意見書は発行されませんので、学校へご連絡ください。学校より証明書をお渡しいたしますので、証明書を持参し医師に治癒を証明してもらってください。

意見書を持参し、登校してください。

○「登校届」に記載の感染症^{*2}に感染した疑いがある場合



感染症の疑いがある場合、医療機関で医師の診断を受けてください。

登校届に記載の感染症^{*2}であると診断された場合、学校へその旨をご連絡ください。

学校より登校届をお渡しいたします。

登校届裏面の「登校のめやす」を参考に、医師の判断に従い、登校届を記入してください。

登校届を持参し、登校してください。